

制定：2021 年 2 月 24 日
最終改定：2022 年 10 月 7 日

安川電機 コーポレートガバナンス・ポリシー

本コーポレートガバナンス・ポリシーは、当社ステークホルダーに資する中長期的な企業価値の向上を目的に、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めたものである。

第 1 章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主総会に関する方針

(1) 株主総会の位置づけ

株主総会を会社の最高意思決定機関であることを認識するとともに、少数株主を含めた株主との活発な意見交換を行う場とする。

(2) 招集通知の情報提供

上記 (1) の考え方に照らし、株主が株主総会で適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を招集通知に反映させる。

(3) 議決権の電子行使について

機関投資家、海外機関投資家の議決権の電子行使を可能とするため議決権電子行使プラットフォームに参加する。また、一般株主の利便性を高めるため、スマートフォン、タブレット、PC でも議決権行使ができるようにする。

(4) 招集通知の英訳

狭義の招集通知、参考書類（議案）を英訳して提供する。今後、招集通知の全文を英語にて提供できるよう人的リソース等を考慮したうえで検討をすすめる。

(5) 招集通知の早期発送について

株主総会の 1 か月前を目安に当社および東京証券取引所のウェブサイトにて招集通知を開示する。また、株主総会の 3 週間前を目安に招集通知を発送する。

(6) 株主総会の開催日

株主総会は、月末から起算して 3 営業日以上前に実施する。

(7) 遠隔地の株主への便宜の提供

ハイブリット型バーチャル株主総会（参加型）等、遠隔地の株主が広く当社株主総会に参加できるよう便宜を提供する。

(8) いわゆる実質株主の株主総会への出席について

実質株主が株主総会会場での出席を希望する場合は、当社の裁量のもとで株主総会会場での傍聴をすることを認める。

(9)株主総会で可決に至ったが相当数の反対票が投じられた議案の取り扱い

反対率の大小にかかわらず反対票が投じられたときは、その原因を分析し、株主との対話やその他の対応の要否について検討するとともに、必要に応じて次回株主総会へ反映させる。

2. 資本政策に関する方針

(1)特に重視する経営指標

営業利益を最も重要な経営指標に据えるとともに、株主価値を維持向上するために親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）、投下資本利益率（ROIC）および配当性向を考慮した経営を行う。

(2)資本コストへの取組み

中長期経営計画の策定に当たっては、安川グループの資本コストを把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示す。

(3)株主の利益を害する可能性のある資本政策

大規模な希釈化をもたらす可能性がある資本調達（以下「本資本調達」という。）を実施する場合には、妥当性および資金使途の内容を取締役会として検討する。また、取締役会で本資本調達を実施することを決議した場合は、投資家、株主への説明を行う。

3. 政策保有株式に関する方針

(1)政策保有株式の保有方針

持続的な企業価値向上のため、取引先との関係の強化等を目的とし、事業運営上の必要性が認められると判断した場合に限り株式を保有する。

(2)保有の適否の検討

政策保有株式に関して、事業性、採算性、保有リスクの観点から総合的に保有意義を検証し、毎年、取締役会において保有の適否を判断する。

(3)議決権行使

当社の保有目的に照らし合わせて、発行会社の提案議案が当社の企業価値向上に資するかどうかを確認したうえで所管部門が議決権を行使する。必要がある場合は発行会社と対話する。

(4)保有意義が希薄化した株式

発行会社の事業や市場への影響を勘案したうえで売却の検討を行う。

4. 買収防衛策に関する方針

当社の株式が公開買い付けに付された場合は、公開買付者に対して当社グループの企業価値向上策について説明を求めるとともに、取締役会としての考え方を速やかに開示する。

5. 関連当事者間の取引に関する方針

当社が関連当事者（役員や主要株主等）との取引を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう体制を整備する。当社と取締役との間の競業取引および利益相反取引については、取締役会での事前承認ならびに事後報告事項とし、実際の取引にかかる承認または報告を通じて監視を行う。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

1. 社会・関係資本強化の基本的考え方

グローバルに活動する企業として、それぞれの地域に根ざした事業活動の実践はもとより、現地の社会課題に沿った様々な共生活動を展開し、ステークホルダーとの対話・共創をこれまで以上に深め持続可能な社会の実現に努める。

2. 社会・環境問題

(1) サステナビリティをめぐる課題への取り組みについて

当社はサステナビリティをめぐる課題を経営課題として捉え積極的に取り組む。

(2) 企業年金基金との関係

当社は、安川電機企業年金基金を通じて、以下の運用を行う。

- ① 企業年金基金に対して、会社から企業年金の運用に適切な資質をもった人材を代議員として選出する。
- ② 企業年金の運用に関して、受益者の利益の最大化および利益相反取引の適切な管理を目的に、資産運用委員会での意見を踏まえて、代議員会で決定する。
- ③ 運用コンサルタントと連繫し、適切な運用を図るとともに、企業年金の運用に携わる人材の専門性を高める。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

「安川グループ企業行動規準」において、「企業情報の開示ルールを遵守するとともに、適時に、正しい情報の開示に努めます。」と規定しており、上記規準に基づき、それぞれの担当部門において、子会社を含む会社業務に関する情報（決定事実、発生事実、決算に関する情報等）の適時かつ正確な把握を行い、投資家等および金融商品取引所に対して適時適切な情報開示を行う。

適時適切な情報開示を行うにあたり、経営に関する重要事項を経営会議に付議し、さらに重要な事項は取締役会に付議する。

第4章 取締役会等の責務

1. 機関設計

当社は経営者に対する取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めるため、監査等委員会設置会社の体制を採用する。また、取締役会の機能を補完するため指名諮問委員会、報酬諮問委員会を取締役会の下に設置する。

2. 取締役会に関する方針

(1) 取締役会の役割

- ①取締役会は、当社グループのほか株主をはじめとする各ステークホルダーの共同の利益のため、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指す。
- ②取締役会は、以下の責務を担う。
 - (a) 当社グループ全体の中長期経営計画、年度事業計画等の重要な業務執行および法定事項について協議、決議し、取締役の職務執行を監督すること。
 - (b) グループ全体の適切な内部統制システムを構築するとともに運用状況を監視・監督すること。
- ③取締役会は、取締役会決議事項のほか、各取締役への委任事項を監督し、必要に応じて是正を求める。

(2) 取締役会の構成

当社の取締役会の構成は以下を基本方針とする。

- (a) 会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人材にて構成。
- (b) 取締役会に占める独立社外取締役の割合は3分の1以上。

(3) 取締役会の多様性

当社の取締役会は、国籍や人種、性別にとらわれず、経験、知識、能力等における多様性に配慮する。

(4) 取締役会の議長

- ①取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役が議長を務める。
- ②取締役会議長は、公平な立場で取締役会の議論が自由闊達で建設的な議論になるよう努める。

(5) 取締役会の実効性の評価

毎年1回無記名方式で「取締役会評価に関するアンケート」を行う。これに加えて、3年に1回第三者機関による個別ヒアリングを行う。

3. 取締役に関する方針

(1) 取締役の会社経営に求められる分野

当社の取締役会が取締役に期待する知見、経験は以下のとおり。

企業経営・経営戦略／コーポレート・ガバナンス／財務・会計／法務／
営業・マーケティング／製造・研究開発・ICT／グローバル

(2) 後継者計画

取締役会は、取締役・執行役員の後継者計画の策定・運用に関与し、年に1度進捗状況をモニタリングする。

(3) 取締役のトレーニング

① 取締役が就任の際、また、就任後も継続的に見識を広めるための機会を提供する。

② 社外取締役が継続的に当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役に応じた機会を提供する。

(4) 取締役の選任手続き

① 毎年、取締役および執行役員を含む翌年度の新体制について、指名諮問委員会に付議し、取締役会は、取締役および執行役員の選任を審議する。

② 指名諮問委員会は、翌年度の新体制のうち取締役候補者の選任については以下の手続きに従い審議する。

(a) 取締役会全体として具備すべき知識、経験、能力および多様性を決定する。

(b) 上記決定を元に当社に必要な取締役候補者を選任する。

(5) 取締役の解任事由

取締役が以下の各号のいずれかに該当すると取締役会で決議した場合は、次期株主総会で当該取締役を取締役候補者として指名をしない。また、当該取締役が代表取締役である場合は、その役職を解任する。

① 公序良俗に反する行為を行った場合

② 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合

③ 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合

④ 会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当する場合

⑤ その他取締役会で取締役として不適任と決議した場合

4. 独立社外取締役

(1) 独立社外取締役は、多様な視点や経験、高度な専門知識に基づいて、当社の経営全般に関して独立した立場から助言・提言を行う役割を担う。

(2) 金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下の事項のいずれにも該当しない者を独立社外取締役として選定する。

① 当社株式の持株比率が10%以上の株主である組織において、現在または過去3事業年度以内に勤務したことがある。

- ②当社のメインバンクや直近の事業報告に記載された当社グループの主要な借入先において、現在または過去3事業年度以内に勤務したことがある。
 - ③当社の主幹事証券において、現在または過去3事業年度以内に勤務したことがある。
 - ④当社の取引先で、取引額が当社または相手方の連結売上高の1%を超える組織において、現在または過去3事業年度以内に勤務したことがある。
 - ⑤当社の会計監査法人において、現在または過去3事業年度以内に勤務したことがある。
 - ⑥対象となる個人が、当社からコンサルティングや顧問契約（法律、会計、税務等）として年間1,000万円を超える報酬等を現在または過去3事業年度以内に受領したことがある。
 - ⑦当社から年間1,000万円を超える寄付を受領した組織（個人を含む）に現在または過去3事業年度以内に勤務したことがある。
- また、当社の社外取締役としての在任期間は原則4年間とし、経営上のやむを得ない事由がある場合はさらに1年間延長できる。

5. 独立専門家へのアクセス

取締役会、監査等委員会および各諮問委員会が必要に応じて外部の独立専門家のアドバイスを求めることができる。

6. 諮問委員会

(1) 報酬諮問委員会

取締役（監査等委員である取締役を除く）および執行役員の報酬について、公正な審議による妥当性および透明性の確保、また社外取締役が、当該報酬について意見を形成するための十分な情報を得て議論する場の確保を目的として、取締役会の下に報酬諮問委員会を設置する。

(2) 指名諮問委員会

取締役候補者の指名、代表取締役および役付役員等の選定プロセスの透明性および公正性の確保、また社外取締役が、役員の指名等について意見を形成するための十分な情報を得て議論する場の確保を目的として、取締役会の下に指名諮問委員会を設置する。

7. 独立社外取締役間の情報交換・認識共有

必要に応じて、独立社外取締役だけの会合を実施する等、情報交換および認識共有を図る。

8. 役員報酬

(1) 基本方針

- ①当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上および競争力の強化を目的に、優秀な人材を確保できる報酬水準とし、かつ短期的・中長期的な業績向上のインセンティブが機能する報酬設計とする。
- ②業績連動報酬の基本方針は以下のとおりとする。
 - (a) 単年度報酬：全体で一体となって絶えず利益向上を目指す意識を高めるために、前年度の利益実績に応じた報酬を支給する。
 - (b) 中長期報酬：中長期での企業価値向上への意識を高めるとともに、ステークホルダーとの利益の共有を図る。

(2) 役員報酬の構成

①監査等委員でない取締役

(a) 取締役（社外取締役を除く）

固定報酬である基本報酬ならびに業績に応じて連動する業績連動報酬（単年度報酬）および株式報酬（中長期報酬）にて構成する。この株式報酬の指標の設定にあたっては、当社業績のほかE S Gに関する当社目標を盛り込む。

(b) 社外取締役

基本報酬および株式報酬で構成される。

②監査等委員である取締役

基本報酬および株式報酬で構成される。

(3) 監査等委員でない取締役の各報酬の割合の方針

①取締役（社外取締役を除く）

業績連動報酬（単年度報酬）および株式報酬（中長期報酬）は、上限を設けることなく業績が向上した分は、報酬として還元させる報酬設計とする。このため、算定の基礎となる指標の業績が好調の場合は、相対的に基本報酬の比率が小さくなり、その反面、算定の基礎となる指標の業績が不調の場合は、相対的に基本報酬の比率が大きくなる。

②社外取締役

独立性の観点から業績連動型報酬は支給せず、基本報酬および業績目標達成時のみ業績非連動の株式報酬を支給する。社外取締役の報酬の構成割合は以下のとおりとする。

(a) 株式報酬が発生しない場合

基本報酬：株式報酬＝100％：0％

(b) 株式報酬が発生する場合（株式報酬が最大の場合）

基本報酬：株式報酬＝75％：25％

9. 監査等委員会の役割

- (1) 監査等委員会は、過半数を独立社外取締役で構成する。
- (2) 取締役等の職務の執行の状況の監査を行う。
- (3) 監査にあたっては、監査等委員会は内部統制部門、内部監査部門、本社事業部門から報告される情報により当社の現状を十分把握し、また社内取締役は実査も行いながら、適切に職務を行う。
- (4) 会計監査人とも連携して職務を行うとともに、会計監査人の職務を監視・検証する。

第5章 株主との対話

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主との建設的な対話を促進することが重要と考える。推進体制として、I R担当取締役を選任するとともに広報・I R部をI R担当部署とする。当社のI R活動は当社ホームページに専用ページを設け、経営方針や業績等についての開示を行う。また、I R部門は対話の内容に応じて適宜関係部門と連携をとる。

第6章 その他

本コーポレートガバナンス・ポリシーの改廃は取締役会決議によって行う。ただし、組織名称の変更等、軽微な修正が必要な場合は、コーポレート・ガバナンス部長の判断により本コーポレートガバナンス・ポリシーを変更することができる。

以上